

20 春闘 東海地本 FAXNEWS

全国福祉保育労働組合東海地方本部

TEL052-881-2971

FAX052-881-2998

fukuhotk@onyx.dti.ne.jp

http://www.fukuho-tokai.jp/



みんなが人間らしく働く職場をつくろう！全分会要求書提出！
憲法にある“権利としての社会福祉”・“平和”を実現しよう！
「なかったこと」「非正規差別NG」を20春闘ですすめよう！

★新型コロナウイルス対応によって

不利益な扱いにならないように注意しよう！

事業主の皆さまへ



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

令和2年2月27日から3月31日までの間に

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対する助成金制度を創設します!**

*詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染防止のための臨時休校を受け、仕事を休んだ保護者に賃金を全額支払った企業などを対象にした新たな助成金(休日や春休みをのぞき、2月27日から3月31日の間で仕事を休んだ日が対象)について、3月18日から申請の受け付けを始めました。

この補助金は、年次有給休暇以外で新たな特別有給休暇を設けた場合に活用できる補助金です。

労働組合と法人で確認書(労働協約)を結べば、就業規則に記載がなくても活用することができます。

法人の対応がない分会は、この制度を早急に活用できるように、「新新型コロナウイルス感染予防のため一律休校で仕事を休まなくてはいけない職員に対し、特別有給休暇を必要日数付与する。」ことを求めています。

また年次有給休暇を、使用者側から一方的に優先取得させることはNGです。※別添参照

「一律休校」によって、子育て中の職員(臨職・パート含む)で3月予定の収入が減ってしまった人はいませんか?

★職場の臨職・パートさん(非正規職員)への対応を教えてください!

記入者: 分会名 () 名前 ()

- ①利用人数が減ったから、出勤予定だったけれど休んでもらった はい ・ いいえ
- ②職場から発熱や咳が出ている場合「休んでもらう」となっている はい ・ いいえ
- ③「一律休校」のため、賃金保障なく仕事を休むことになった はい ・ いいえ
- ④その他、「こんな対応があった」ということあれば ()

※①、②の場合、事業所側から休業手当(平均賃金の6割支払い)が必要になります。③の場合は上記のように国から補助金が出るので活用できるように分会から求めています。

→ 地本へ FAX返信を!

郵政「年休優先」を是正

一律休校 倉林議員が予算委で追及

3/18 (木) まい

日本郵政グループが政府の要請による

「一律休校」に伴って仕事を休む労働者に対し、収入を補償する国の助成金制度を活用する前に年次有給休暇を使うことを求めた。政府は、「一律休校」で仕事を休まざるを得なくなった保護者に給料を支払った企業に対し1人当たり月額80,000円を上限

とする助成金を創設。ところが、日本郵政はこれまで、年休を使いきった人に限ると労働者に通知してしま

に、労働者に負担を転嫁するの「か」などの批判が噴出。日本共産党の倉林明子議員が16日の参院予算委員会で、「(同グループの)指

示は制度の趣旨に反する」と指摘し、政府に是正を指示するよう求めました。安倍晋三首相は「使用者が労働者に有給を一方的に取得させることは許されな

い。希望する保護者には有給の特別休暇が利用できるよう指導している」と答弁して

今回の「一律休校」に対して、組合から要求書を出した場合の確認書（協定書）のひな形です。制度が活用できるように組合で早急に動き、確認書を交わしましょう！

2020年3月x日

確認書（または協定書）

社会福祉法人〇〇福祉会と全国福祉保育労働組合東海地方本部△△分会は、3月x日の要求内容に対し、以下のことを確認した。

- 一、新型コロナウイルス感染予防のため一律休校で仕事を休まなくてはならない職員に対し、特別有給休暇を必要日数付与する。

社会福祉法人〇〇福祉会
理事長〇〇 〇〇

全国福祉保育労働組合東海地方本部
執行委員長 越須賀 舞
同 △△分会
分会長 〇〇 〇〇

年次有給休暇は「自分が休みたい時に取得できる」労働者の権利です！だから使用者側から年次有給休暇を優先取得させることはNG！！

今回は国が賃金保障できる制度を作ったので活用するように法人に求めましょう。